

# ＝児童扶養手当の申請について＝

父または母と生計を同じくしていないひとり親家庭などの子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者)を養育する者に支給されます。

## ■児童扶養手当額

全額支給の場合

1ヶ月	1人	43,070円
	2人目	10,170円
	3人目以降	6,100円

一部支給の場合

1ヵ月	1人	43,060～10,160円
	2人目	10,160～5,090円
	3人目	6,090～3,050円

※所得制限により一部停止または全部停止となる場合もあります

## ■児童扶養手当支給月 年6回

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回支払月の前月までの分が支払われます。

- ・1月支給(11月、12月分) ・3月支給(1月、2月分) ・5月支給(3月、4月分)
- ・7月支給(5月、6月分) ・9月支給(7月、8月分) ・11月支給(9月、10月分)

※支給月の11日(休日等の場合は直前の金融機関営業日が支払日になります)

## ■申請に必要なもの

### ①申請者と子の戸籍謄本 1番窓口【戸籍住民担当】

※戸籍が根室市にない場合、本籍地より取り寄せていただきます

### ②印鑑(シャチハタは不可)

### ③預金通帳(支払金融機関が確認できるもの)※申請者のものに限る

### ④年金の証書番号のわかるもの(年金手帳)

### ⑤個人番号のわかるもの(マイナンバーカードなど)

※申請者、対象児童及び扶養義務者の番号が必要です

### ⑥その他(必要と認められる書類については担当より提出を求めます)

※根室市外から転入された方については、前住所の市町村役場発行の所得証明書(児童扶養手当用)、課税証明書(ひとり親家庭等医療費助成)が必要となります。

※全ての書類が揃いましたら、児童扶養手当の申請手続きの他に、ひとり親家庭等医療費助成・遺児養育手当等の手続きも同時に行います。その際、父子または母子全員の保険証が必要となりますので忘れずに持参願います。

児童扶養手当は「児童扶養手当法」に基づき、厳正に支給する手当です。  
手当に関する相談や疑問がありましたら、お気軽に窓口までお越しください。

根室市役所市民福祉部こども子育て課こども子育て担当【18番窓口】

電話23-6111(内線2180)

## ＝所得制限限度額表＝

(平成30年8月以降)

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
	万円	万円	万円
0人	49	192	236
1人	87	230	274
2人	125	268	312
3人	163	306	350
4人	201	344	388
5人	239	382	426

※1 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

※2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には、上記の額に次の額を加算します。

(1)本人の場合

◎老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円

◎特定扶養親族1人につき 15万円

(2)孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合

◎老人扶養親族1人につき 6万円

(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1名を除く)

※3 扶養親族等が6人以上の場合には、上記の額に1人につき38万円を加算します。

## ＝手当額計算方法＝

全部支給は、月額 43,070 円(2人目 10,170 円、3人目以降 6,100 円加算)です。

一部支給は所得に応じて、月額 43,060 円～10,160 円まで 10 円きざみで減額されます。

$$1人目 = 43,060 \text{ 円} - \left( \text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額} \right) \times 0.0230070$$

10円未満四捨五入

$$2人目 = 10,160 \text{ 円} - \left( \text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額} \right) \times 0.0035455$$

10円未満四捨五入

$$3人目以降 = 6,090 \text{ 円} - \left( \text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額} \right) \times 0.0021259$$

10円未満四捨五入

## ＝児童扶養手当認定後の届出義務について＝

認定を受けた方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときは、速やかに窓口  
に届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日から8月31日 (全ての受給者) ※所得制限により支給停止中の方 も必ず届を出してください。	<b>現況届</b> この届を出さないと11月以降の手当が 受けられなくなります。また、2年間 この届を出さないと資格を失います。
対象児童が増えたとき	<b>手当額改定請求書</b> 請求した翌月から手当額が増額され ます。
対象児童が減ったとき	<b>手当額改定届</b> 対象児童が減った日の翌月から手当 額が減額されます。なお、過払いがあ るときは返納することになります。
所得の高い扶養義務者と同居又は別 居するなど現在の支給区分が変更と なるとき	<b>支給停止関係【発生・消滅・変更】届</b> 事由が発生した翌月から変更になり ます。
受給資格を喪失したとき ※裏面【気をつけてください】参照	<b>資格喪失届</b> 資格を喪失した日の属する月まで手 当が支給されます。なお、過払いがあ るときは返納することになります。
受給者が死亡したとき	<b>受給者死亡届</b> 戸籍法の届け出義務者が14日以内 に届け出てください。
手当証書をなくしたとき	<b>証書亡失届</b>
氏名・住所・支払郵便局・支払金融 機関・印鑑が変わったとき	<b>氏名・住所・支払郵便局・支払金融機 関・印鑑変更届</b> 届が遅れたり、変更しなかった場合、 手当の支払が遅くなることがありま す。

### ■証書について

証書は、手当の受給資格を証する書類ですから、受領後大切に保管してください。

**※証書の再発行はできませんので、ご注意ください！**

根室市役所市民福祉部こども子育て課こども子育て担当【18番窓口】  
電話23-6111(内線2186)

## = 気をつけてください =

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

1. 婚姻の届出をしたとき
2. 婚姻の届出をしていなくても、事実上の婚姻関係(異性と同居等)になったとき
3. 児童が死亡したとき(受給者本人が死亡したとき)
4. 児童が児童福祉施設に入所、又は転出などにより、受給者が監護または養育をしなくなったとき
5. 遺棄、拘禁などの理由で、家庭を離れていた児童の父または母が帰宅したとき(遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含みます。)
6. その他支給要件に該当しなくなったとき

届出をしないまま手当を受けていると、その期間の手当を全額返還していただく場合がありますので、ご注意ください。(ひとり親家庭として利用していたひとり親医療や就学援助等他の制度分も含まれます。)

根室市役所市民福祉部こども子育て課こども子育て担当【18番窓口】  
電話23-6111(内線2186)